

2023. 1. 24 第52回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の期日は11月1日でした。2023年になって初めての口頭弁論期日でした。本日は、第52回口頭弁論期日でした。

今回、私たちは、「訴えの追加的変更」の申立てをしました。「被告は、別紙目録記載の浜岡原子力発電所の3ないし5号機を運転してはならない。」との請求の趣旨を追加したのです。これまで、私たちの請求の趣旨は、「運転を終了せよ。」というものでしたが、他の訴訟では、「運転の差止」を求めているのが多いので、「運転の差止」を請求の趣旨に追加したのです。なお、「解体撤去しない方法により廃止措置を行え」との請求の趣旨については、どうするか、現在も、検討中です。

さて、私たちは、被告が9月1日付で提出した準備書面(39)に対する反論の準備書面を前回の期日で、準備書面52として提出していましたが、今回、その続きで準備書面53を提出しました。前回の準備書面52での私たちの主張は、被告の準備書面(39)は、「A17断層が敷地内にあること、それは、活断層である」との私たちの主張に対する反論にはなっていないことを述べたものですが、今回は、それを更に強く裏付けるものです。被告は、A17断層の付近にある白羽断層が活断層であることを否定しています。この被告の主張の欺瞞性を、私たちは、今回、明らかにしました。あとで、青山弁護士から詳しく説明してもらいます。

さて、昨年12月22日、岸田首相は、GX(グリーントランスフォーメーション)実行会議で、原発の活用に政策を変更しました。福島第一原発の事故の教訓を忘れたとも言える政策転換であり、到底、認められるものではありません。60年を超える原発の運転を認めるというのです。もともと、原発は、30年ないし40年の運転を前提として設計されているものです。中性子照射脆化といって、原子炉の金属が中性子を浴びることでもろくなっていくことは避けられません。そのことを考慮した運転期間です。審査対応のため運転を停止していた期間を計算から除くということも、安全面を考えればあり得ない発想です。配管やケーブル、コンクリートの劣化は、原発が運転を停止していても、進みます。60年を超える原発は世界中のどこにもありません。再度、政策を転換し、脱原発に向かうべきです。

次世代原発の開発という政府の方針については、前回の期日後の記者会見で、批判しましたので、本日は、繰り返しません。政府が言っているような安価な原発は作れません。そして、一番の問題である核のゴミの処理は解決できていません。原発を動かせば動かすだけ核のゴミは溜まり続けます。

福島第一原発事故の反省として、私たちは、エネルギーの使い方を考え直し、原発に依存しない社会をつくるためにどうすべきかを考え直しました。その時点、福島第一原発事故の直後の時点に、もう一度立ち返るべきです。

弁護士 鈴木 敏 弘